

令和4年度 大町市国民健康保険税・税率改定（案）に関するパブリックコメントの結果

No.	意見	市の考え方
1	<p>コロナで市民生活が困難になっている時でもあるし、これ以上に値上げをするのは反対です。</p> <p>基金を使って値上げせずに市民の生活を支えてほしい。</p> <p>均等割は、収入を得ていない生まれたばかりの子どもにまで税金がかかるので、やめてほしい。</p>	<p>当市の国民健康保険税率は、多くの課税項目において、県が示す標準保険税率を下回っており、現状の税率のままでは、収入不足により健全な国保財政の運営が困難になる恐れがあります。</p> <p>また新型コロナウイルス感染症の影響により市民生活が困難になっていることは、十分理解しておりますが、国保の財政体力があるうちに税率改定を行うことは、国保税の急激な増加を抑えるために必要な措置と考えております。</p> <p>均等割は、所得の有無に係わらず、国保の被保険者全体で費用の一部を均等にご負担いただく趣旨で設けられている制度ですので、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>なお、令和4年度より子育て世帯の負担軽減を図るため、国保に加入している未就学児の均等割を1/2に減額する制度が始まる予定です。</p>
2	<p>国保は無収入者、農業者、自営業者、非正規職員、年金生活者などに対する最後のセイフティーネットです。税額は本来収入に応じた負担を原則とすべきです。他の健康保険にない国保特有の均等割、資産割は廃止すべきです。</p> <p>また、コロナ禍により多くの被保険者が苦しんでいます。元々国保の財政基盤は弱いのですから、抜本的な財政支援が必要です。支援を大幅に増額し、保険料を値上げしないでください。</p>	<p>国民健康保険税に設定されている平等割、均等割は応益割といい、国保に加入することにより受けられる利益の対価として、費用の一部を、全ての被保険者に負担していただくものとして設けられています。また、その額については、所得に応じた軽減措置が設定されており、低所得の世帯にも配慮した制度となっておりますので、ご理解いただきたいと存じます。</p> <p>また、ご指摘のとおり、国保の財政基盤は他の保険組合等と比較し、せい弱なことから、運営費用の約5割を公費で負担しています。</p> <p>なお、国保の運営に不足する費用を市の一般会計から繰入れることは、法定外繰入とされ、制度の趣旨に反し被保険者以外の市民の皆さんに保険料の不足分を負担させることになるため、当市では行っておりません。</p> <p>また、資産割についてですが、資産割につきましては、令和9年度までに段階的に廃止していく予定です。</p>